

北海道海岸漂着物対策推進計画

[第2次計画]

平成28年3月

北海道

目 次

第1 計画策定の経緯等	
1 計画策定の経緯・位置づけ	1
2 計画の目的	2
3 計画の期間	2
第2 漂着の実態と取組の現状	
1 漂着の実態	2
(1) 道実施調査で把握した実態	
(2) 環境省実施調査で把握された実態	
2 回収・処理に要する費用の状況	5
3 取組の現状等	5
(1) 回収・処理に係る取組	
(2) 発生抑制対策に係る取組	
4 処理及び発生抑制に関わる課題	8
(1) 市町村における課題	
(2) 漁業活動における課題	
(3) 海岸漂着物のリサイクルに当たっての課題	
第3 計画の基本的な考え方	
1 海岸漂着物等の円滑な処理に関する考え方	10
(1) 海岸管理者等の処理の責任等	
(2) その他海洋ごみの円滑な処理に関する考え方	
2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制に関する考え方	11
(1) 3Rの推進による発生抑制	
(2) 発生の状況及び原因に関する実態把握	
(3) ごみ等の適正な処理等の推進	
(4) ごみ等の投棄の防止	
(5) ごみ等の水域への流出又は飛散の防止	
(6) 海域における漂流ごみ及び海底ごみの回収対策の推進	

3	多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	13
	(1) 道民、民間団体等に期待される役割	
	(2) 道民、民間団体等の積極的な参画の促進	
	(3) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保	
	(4) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援	
第4	事業実施地域	
1	事業実施地域選定の考え方	16
2	事業実施地域における海岸漂着物対策の考え方	16
	(1) 海岸漂着物等の処理	
	(2) 海岸漂着物等の発生抑制	
第5	その他必要な事項	
1	海洋ごみの状況把握	16
2	計画の推進	17
	(1) 推進体制	
	(2) 財政上の措置	
	(3) 計画の見直し	

第1 計画策定の経緯等

1 計画策定の経緯・位置づけ

国では、平成21年7月に、海岸漂着物対策^{*1}の推進を図ることを目的として「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）を公布しました。

道では、海岸漂着物処理推進法に基づき、平成23年2月に「北海道海岸漂着物対策推進計画」を策定し、3度の改訂を経て、現行計画は、平成27年度までの計画となっています。

この計画を策定してから約5年が経過し、この間、

- ・道内において海岸漂着物対策が進められてきたこと
 - ・平成25、26年度に道内の海岸漂着物等^{*2}の実態に係る調査検討事業を実施したこと
- 等から、これまでの取組を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

なお、この計画は、海岸漂着物処理推進法第14条の規定に基づき、都道府県が作成する地域計画としてとりまとめたものであり、関連法令である海岸法（昭和31年法律第101号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成15年条例第34号。以下「空き缶等散乱防止条例」という。）や市町村の同様の条例等に基づく施策と連携して推進されるものです。

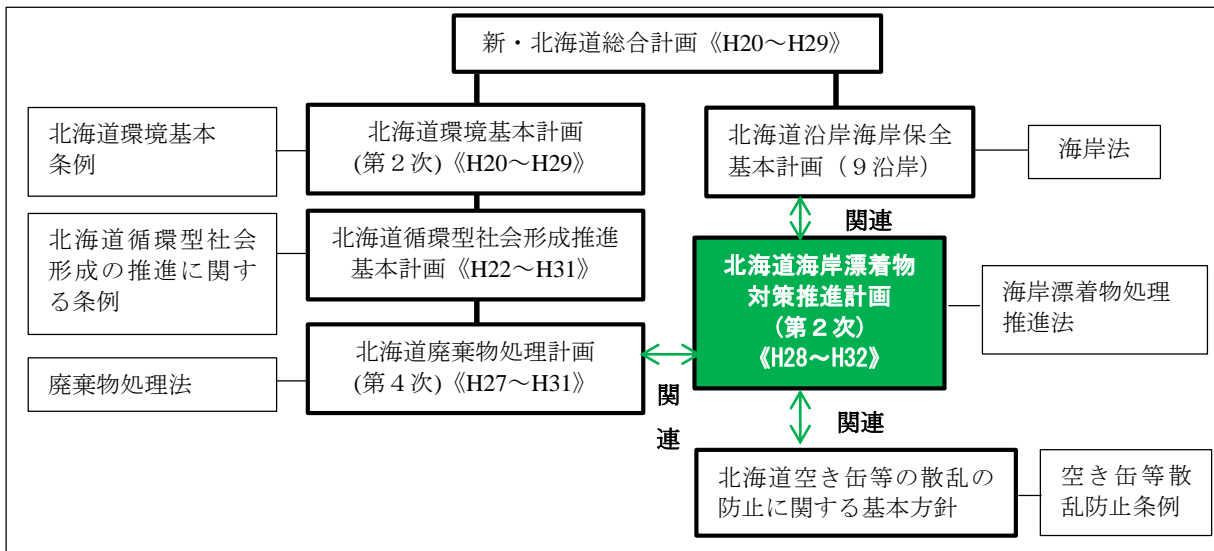


図1 計画の位置付け（体系）

*1海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策

*2海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。）及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

2 計画の目的

この計画は、海岸漂着物処理推進法に基づき、本道における良好な景観及び環境保全を図るため、道内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までとします。

なお、計画期間内において海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）の変更等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

第2 漂着の実態と取組の現状

1 漂着の実態

(1) 道実施調査で把握した実態

道では、平成 25 年度に北海道海岸漂着物等実態把握調査業務（以下「H25 実態把握調査」という。）を実施し、全道的な漂着実態について調査しました。

ア 漂着ごみの種別構成

平成 22 年度～25 年度における漂着物の量（体積）の種別構成は、流木が 87%、プラスチックが 9%、その他（海藻等）が 4%であり、流木が大半を占めています。

現地調査では、近年、注目されている、廃ポリタンクや医療系廃棄物、外国語が表記されたごみの漂着も確認されました。

市町村別漂着量の平均は約 1,500m³でしたが、豊頃町、大樹町、浦幌町、広尾町（十勝）、長万部町（渡島）、稚内市、幌延町、豊富町、枝幸町（宗谷）、斜里町（オホーツク）、石狩市厚田区（石狩）では 4,000m³前後と多くなっています。

平成22～25年漂着量の種別割合

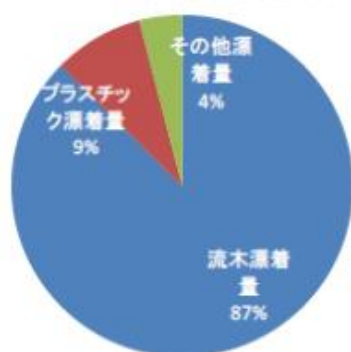


図 2 漂着量の種別割合

表 1 漂着物の量の種別構成

		流木	プラスチック	その他	合計
漂着量	総量	109,266.5m ³ (87.4%)	10,653.9m ³ (8.5%)	5,048.4m ³ (4.0%)	124,968.8m ³ (100.0%)
	市町村あたり	1,316.5m ³	128.4m ³	60.8m ³	1,505.6m ³
	Kmあたり	30.7m ³	3.0m ³	1.4m ³	35.1m ³

出典：北海道海岸漂着物等実態把握調査業務報告書

イ 海岸線 1 k m 当たりの漂着量（体積）

平成 22 年度～25 年度における海岸線 1 k m 当たりの漂着量（体積）の平均は、約 35 m³であり、市町村別では、日本海側では天塩町（留萌）、幌延町、豊富町（宗谷）が多く、太平洋側では豊頃町、浦幌町、大樹町（十勝）が多くなっています。

ウ 漂着時期

漂着物の約 9 割を占める流木が目立つ時期は、漁業協同組合（以下「漁協」という。）へのアンケートでは、「大雨や台風の多い秋ごろ 9～10 月」との回答が多くなっています。

H25 実態把握調査において確認された代表エリアにおける流木の漂流・漂着の特徴は、次のとおりです。

表 2 流木の漂流・漂着の特徴

代表エリア	漂流・漂着の特徴
石狩湾沿岸 石狩(厚田区)	・海流の特性から、春に沖合の漂流量が増える。 ・波浪や強風の特性、発生源の特性から、春に漂流、漂着が多くなる。
後志檜山沿岸 神恵内村海岸	・海流の特性から、周年で沖合の漂流量が増える。 ・波浪や強風の特性から、冬に西側からの漂流、漂着が多くなる。
日高胆振沿岸 苫小牧海岸	・海流の特性から、秋から春に沖合の漂流量が増える。 ・波浪や強風の特性と発生源の特性から、沿岸方向に比較的大きく漂流する。
日高胆振沿岸 浦河海岸	・海流の特性から、秋から春に沖合の漂流量が増える。 ・波浪や強風の特性から、沿岸方向に比較的大きく漂流する。
渡島東沿岸 長万部海岸	・湾内の海流特性から、冬に湾奥部の漂流量が増える。 ・波浪や強風の特性と発生源の特性から、湾奥部への漂流・漂着、再漂流を繰り返す。
後志檜山沿岸 せたな海岸	・海流の特性から、周年で沖合の漂流量が増える。 ・波浪や強風の特性から、冬に西側からの漂流、漂着が多くなる。
天塩沿岸 小平海岸	・海流の特性から、春と秋～冬に沖合の漂流量が増える。 ・海流、波浪や強風の特性から、冬に北側からの漂流、漂着が多くなる。
天塩沿岸 豊富海岸	・海流の特性から、春～秋に沖合の漂流量が増える。 ・波浪や強風の特性から、通年で南からの漂流・漂着が多くなる。
北見沿岸 北見海岸	・海域の特性から、周年（流水期を除く。）で沖合の漂流量が増える。 ・波浪や強風の特性から冬（流水期を除く。）・春に西からの漂着が多い。
十勝釧路沿岸 広尾海岸	・海流の特性から、秋から春に沖合の漂流量が増える。 ・波浪や強風の特性と発生源の特性から、沿岸方向に比較的大きく漂流する。
十勝釧路沿岸 釧路海岸	・海流の特性から、冬に沖合の漂流量が増える。 ・波浪や強風の特性から、秋から春に漂着が多く、沿岸では、双方向に漂流・漂着を繰り返している。
根室沿岸 標津海岸	・海流の特性から、周年で沖合の漂流量が増える。 ・波浪や強風の特性から、ほとんどが南への漂流、漂着となる。

出典：北海道海岸漂着物等実態把握調査業務報告書

(2) 環境省実施調査で把握された実態

ア 漂着ごみに係る調査

環境省が、平成 26 年度に実施した漂着ごみ対策総合検討業務では、全国的な漂着実態の把握が行われています。

北海道の海岸線長（約 3,000 k m）は、全国の海岸線長（約 34,000 k m）の約 10%を占めていますが、平成 22 年度～25 年度においては、北海道における海岸漂着物量推計値は、全国における海岸漂着物量推計値の 20～30%を占めており、北海道における海岸漂着物量は、全国的に見て、多い傾向にあります。

表 3 海岸漂着物量の推計結果

年度	ケース 1		ケース 2	
	北海道	全国	北海道	全国
平成 21 年度	9 万トン	2 3 万トン	1 8 万トン	4 6 万トン
平成 22 年度	9 万トン	2 9 万トン	1 8 万トン	5 9 万トン
平成 23 年度	7 万トン	3 0 万トン	1 4 万トン	5 7 万トン
平成 24 年度	7 万トン	2 8 万トン	1 2 万トン	5 8 万トン
平成 25 年度	6 万トン	3 1 万トン	1 2 万トン	5 8 万トン

※ 同調査では、2つのケースで海岸漂着物量を推計しており、その双方の推計値を記載している

※ 平成 21 年度及び 24 年度は実データが少ないため参考値扱い

出典：平成 26 年度漂着ごみ対策総合検討業務報告書

イ 漂流ごみ*3及び海底ごみ*4に係る調査

環境省では、平成 26 年度に漂流ごみ及び海底ごみの実態を把握するため、次の調査を実施しています。

- ・沿岸海域における漂流・海底ごみ実態調査（以下「沿岸海域調査」という。）
- ・沖合海域における漂流・海底ごみ実態調査（以下「沖合海域調査」という。）

(ア) 漂流ごみ調査結果

沿岸海域調査では、平成 21 年度～24 年度における全国各地の漁船保険組合における浮遊物及びてん絡*5による事故割合がまとめられており、北海道（特に北見地域、留萌地域）で高い傾向が確認されています。

沖合海域調査では、函館を含む航路において漂流ごみに係る現地調査が実施されており、函館の沖合で、天然流木や流れ藻が多く確認されています。

なお、全国的な傾向としては、日本海側に比べて、太平洋側では漂流ごみが少ない傾向にあること、日本海側では広くプラスチック類が漂流していることが確認されています。

(イ) 海底ごみ調査結果

沿岸海域調査では、瀬戸内海地域で現地調査が実施され、個数、重量、容量のいずれにおいても、プラスチック類が最も多く確認されています。

沖合海域調査では、東シナ海における大陸棚上で現地調査が実施され、重量では、人工物（漁具、プラスチック製品の破片等）と自然物（流木等）が同程度確認されましたが、個数では、漁具が最も多く確認されています。

*3海域に漂流する流木やごみ等

*4海底に堆積又は散乱するごみ等

*5船舶の推進器・いかり・びょう鎖などに他物がからみつくこと

2 回収・処理に要する費用の状況

道内では、漂着物による影響として、海岸を有する自然公園区域の景観、鳴り砂への影響、海岸の土地利用や漁業活動への影響が報告され、回収・処理（運搬及び処分）が行われています。

H25 実態把握調査において、平成 22 年度～24 年度の実績を基に回収・処理に係る費用を地域別に算出したところ、回収・処理に係る費用は、地域により大きく異なることが確認されました。費用が異なる要因としては、回収された漂着物の種別・量、重機の使用の有無等が考えられます。

表 4 地域別の回収・運搬・処分費用 (単位：円/m³)

地域	回収	運搬	処分	回収・運搬・処分
後志	3, 132	1, 825	4, 250	9, 207
胆振	5, 457	1, 985	5, 553	12, 995
渡島	2, 449	5, 075	3, 834	11, 358
檜山	9, 725	2, 282	7, 542	19, 549
宗谷	5, 943	2, 659	9, 577	18, 179
オホーツク	4, 710	2, 731	4, 209	11, 650
十勝	3, 579	1, 816	3, 593	8, 988
根室	3, 172	3, 576	8, 752	15, 500
全体	4, 041	2, 577	4, 645	11, 263

出典：北海道海岸漂着物等実態把握調査業務報告書

3 取組の現状等

(1) 回収・処理に係る取組

ア 道による取組

海岸管理者は、必要に応じ、環境省の補助制度を活用して海岸漂着物等の回収・処理事業を実施しています。

平成 22 年度～26 年度に道実施事業として 65 市町村の海岸で回収・処理事業を実施しており、回収された流木の一部は、チップ化により、家畜敷料等として、活用されています。

また、H25 実態把握調査及び平成 26 年度北海道海岸漂着物等対策検討業務（以下「H26 対策検討業務」という。）では、海岸漂着物の状況等を調査し、大雨などで河川から流出した流木、ペットボトルなどの容器類やビニール袋などの生活系のごみが川から海に流出したと思われるもの、台風などによって逸失・流出したと思われる漁具などの事業活動に伴い発生したプラスチック類が確認され、これらが主な発生要因であることがわかりました。

海岸漂着物の約 9 割を占める流木について、回収・処理（回収した流木の乾燥及び脱塩実験を含む。）、燃料や家畜敷料としての活用先への納入までのリサイクルの一連の作業を実証することにより課題を検証し、リサイクルモデルを構築しました。

イ 市町村による取組

市町村は、必要に応じ、各市町村の海岸において、環境省の補助制度等を活用して海

岸漂着物等の回収・処理事業を実施しています。

平成 22 年度～26 年度に環境省補助制度を活用した市町村実施事業として、32 市町村（一部事務組合を含む。）で回収・処理事業が実施されており、回収された流木の一部は、燃料等として活用されています。

また、市町村自ら清掃活動を主催するほか、民間団体等（地元町内会、観光協会、漁協、NPO、地元企業等）との共催により実施しています。

ウ 民間団体等による取組

H25 実態把握調査で実施した海岸を有する 80 市町村に対するアンケート調査（回答市町村数：57）では、平成 22 年度～25 年度に実施された民間団体等が主催する清掃活動を把握している市町村は 18 市町村あり、実施件数は、62 件でした。このうち、市町村が民間団体等により回収された海岸漂着物等の運搬、処理を行った件数は、29 件でした。

また、漁協に対するアンケート調査（回答漁協数：25）では、平成 22 年度～25 年度に海岸漂着物等の回収・処理を行った漁協は、14 漁協あり、このうち半数の 7 漁協が、自己資金を使って回収・処理を行っていました。

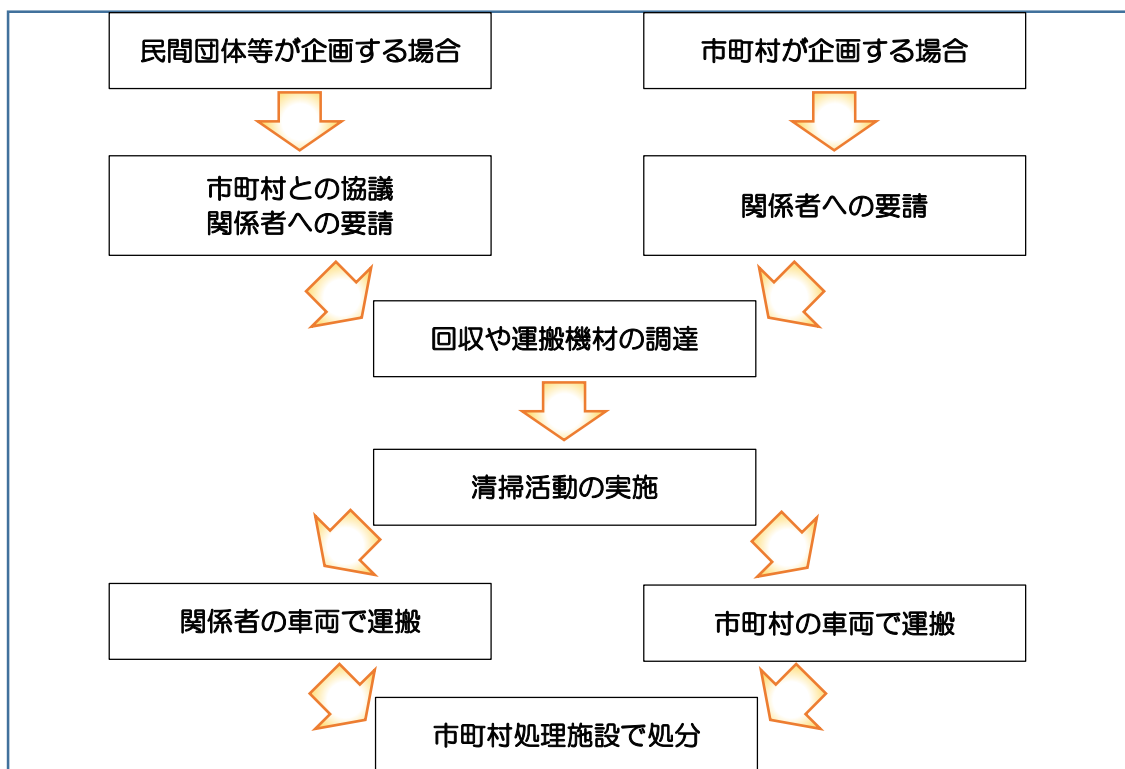


図 3 清掃活動における処理フローの例

(2) 発生抑制対策に係る取組

ア 道による取組

道では、従来から、海岸漂着物等の一因となり得るポイ捨てや不法投棄の防止に係る普及啓発活動を実施しています。

また、H25 実態把握調査及び H26 対策検討業務により、海岸漂着物対策に係る取組を道民の方々に広く周知するためのホームページやパンフレットの作成を行いました。

表 5 野外放置（降雨暴露）による流木脱水実験結果

経過日数	0日	50日	90日
水分量	約 30%（実験値）	約 20%（実験値）	約 15%（回帰式）

※燃料材としての受入条件は、50%以下

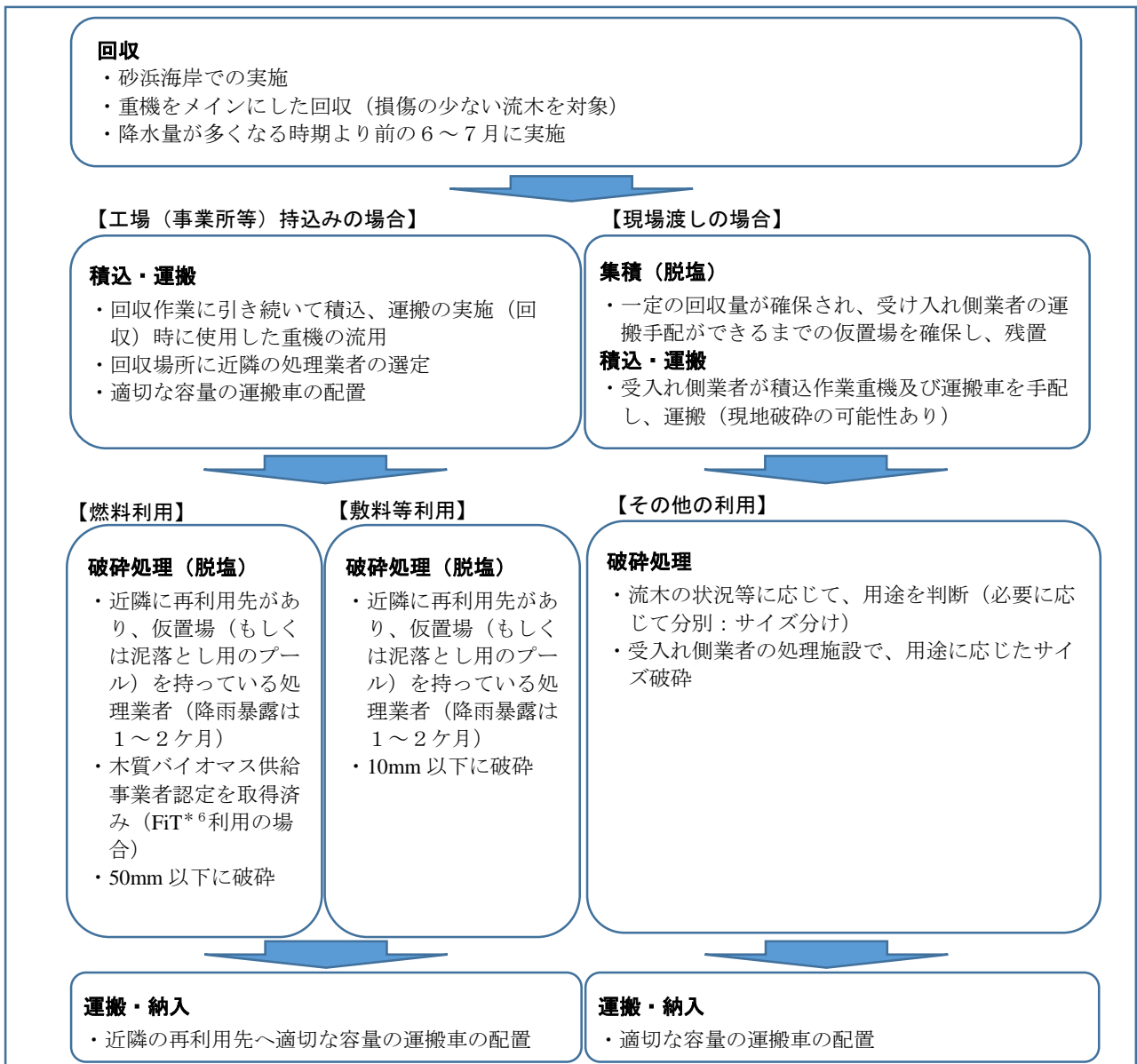
出典：北海道海岸漂着物等対策検討業務報告書

表 6 野外放置（降雨暴露）による流木脱塩実験結果

降雨量	0mm	71.5mm	200mm
塩素分	0.05%（実験値）	0.033%（実験値）	0.031%（回帰式）

※木質リサイクルチップの品質規格基準値は0.1%以下

出典：北海道海岸漂着物等対策検討業務報告書



出典：北海道海岸漂着物等対策検討業務報告書

図 4 流木のリサイクルモデルフロー

*6電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき実施されている再生可能エネルギー（太陽光、木質バイオマス等）で発電された電気を電力会社が一定期間、固定価格で買い取る制度

また、平成 26 年度には、海岸管理者や市町村、事業者、NPO 等関係団体、道民など様々な立場・役割の方々が当事者意識をもって自主的かつ積極的に取組を行うよう促すことを目的として、シンポジウムを開催し、NPO 等による事例報告を行うとともに、専門家による講演を行いました。

イ 市町村及び河川管理者による取組

河川からのごみ等の流出防止のために、市町村は、各行政区域内のパトロールや一斉美化活動の実施、広報誌等を活用した普及・啓発等により不法投棄やごみの散乱の防止に取り組んでおり、河川管理者は、河川区域のパトロール実施等に取り組んでいます。

4 処理及び発生抑制に関する課題

(1) 市町村における課題

H25 実態把握調査において、市町村に対し、アンケート調査及びヒアリング調査を実施したところ、発生抑制対策の強化及び処理の推進体制に関する問題点、課題、要望が明らかとなりました。

○ 自由記述による回答

- ・大型の漂着物や中身の入ったものなどが増えてきて、対応に困っている。
- ・大きなものや回収困難地ではボランティアでは対応できない。
- ・内陸由来や外国由来のものなど、沿岸市町村で漂着物を処理することに疑問を感じる。
- ・町単費による回収処理は財政的負担が大きい。
- ・海岸管理者に財政的な措置がとられ、回収処理が進むことを期待する。
- ・回収処理と並行して積極的な発生抑制対策が国、道レベルで必要である。

(2) 漁業活動における課題

H25 実態把握調査において、漁協に対し、アンケート調査及びヒアリング調査を実施したところ、流木による漁業への影響を懸念していることが明らかとなりました。

○ 海岸漂着物による問題、懸念される事柄に係る項目選択による回答（複数回答）

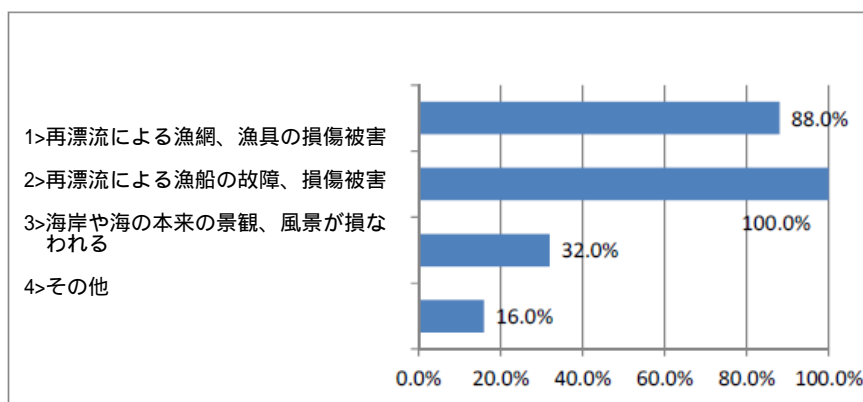


図 5 漁協に対するアンケート調査結果（海岸漂着物による問題、懸念）

○ 自由記述による回答

- ・流木によって漁ができない日がある。
- ・大雨の後に川の流木が海に出る前に処理してほしい。
- ・台風後の漂着物は流木等が多く業者委託することもあるため費用がかかる。
- ・回収処理の費用面での負担が大きい。

(3) 海岸漂着物のリサイクルに当たっての課題

H26 対策検討業務において、海岸漂着物の回収・処理を実施している事業者を対象としたアンケートを実施した結果、海岸漂着物のリサイクルを実施する上で、次の事項が課題と考えられていることが明らかとなりました。

表 7 海岸漂着物のリサイクルに当たっての課題

項目	内容
回収及び処理の適期実施	海岸漂着物の回収及び処理の時期は、11～12月、1月に多く実施されていたが、積雪等により作業効率が低下するため、冬季以外の期間の実施が望まれる。
作業の効率化・省力化	<ul style="list-style-type: none"> ・人手による回収、分別作業の効率化・省力化 現地における漂着物の分離、分別等にかかる労力が事業者の負担となっており、これらの作業の効率化、省力化が求められる。 ・計測作業の効率化（流木体積計測等） 集積の現地では体積、処理場では重量で流木が計測されており、体積から重量への換算方法の検討等、計測作業の効率化が求められる。
海岸流木の製品化	<ul style="list-style-type: none"> ・集積した海岸から処理場までの運搬コストの削減 海岸流木の破碎処理は、現地ではほとんど行われていないことから、海岸から処理場まで運搬することとなる。地域によっては、運搬コスト削減がチップ製品の価格に影響すると考えられる。 ・塩分に関する基準 海岸流木の処理は、脱塩のためのスペース確保や、破碎の際の手間など、河川流木や他の伐木より労力がかかっている。処理事業者（製品化事業者）あるいは製品需要先における、機材等に対する塩分調整の漠然とした不安感や懸念により、海岸流木の製品が拒否されている可能性も考えられる。降雨による海岸流木における塩分の低下や、燃料チップや家畜敷料の製品基準等について、処理事業者（製品化事業者）あるいは製品需要先に広く知られるようにすることが求められる。 ・製品需要の地域差 家畜敷料の需要に地域差がうかがえたが、地域によって農業形態等が異なるため、製品の種類や量の需要も異なると考えられる。地域に応じた販路の確保が必要とされる。
流木以外の漂着物の資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・RPF化（固形燃料化）における脱塩 流木以外の漂着物は、プラスチックを中心に様々な廃棄物が混合された状態にあり、資源化を進めるには、分別の労力が課題となっている。また、分別後、RPF化する際に、塩素濃度の低減（脱塩）が必要とされている。

第3 計画の基本的な考え方

施策の実施に当たっては、①海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を施策の両輪とし、②関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割と連携の確保を図ることを柱として、③海岸漂着物の集積が著しく、重点的な対策を実施する必要がある区域の中から、毎年度、海岸漂着物等の処理を実施すべき地域を選定することにより、海岸漂着物対策の推進を図ります。

海岸漂着物等の回収・処理事業を行うに当たっては、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、地域の実情に応じ、民間団体等との連携協力による取組を基本として進め、効率的な対策の推進を図るとともに、回収した海岸漂着物等のリサイクルを推進します。

なお、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策事業の実施に当たっては、国の補助制度を活用し、事業の推進を図ります。

1 海岸漂着物等の円滑な処理に関する考え方

(1) 海岸管理者等^{*7}の処理の責任等

ア 海岸管理者等の処理責任

- ・海岸管理者等は、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることが求められます。その際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めるものとします。
- ・市町村から海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講じるよう努めます。
- ・海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めます。

イ 市町村の協力等

- ・市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）の廃棄物処理施設に受け入れて処分すること等、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者に必要な協力を努めます。
- ・海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請します。

ウ 道の役割

- ・道は、北海道海岸漂着物対策推進協議会及び地域協議会などを通じて、海岸漂着物等

^{*7} 海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権限に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者

の回収や処理等に関して地域の関係者間での適切な役割分担に係る調整や、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関する関係者間での合意形成に努めます。

- ・道は、海岸管理者等及び海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、市町村及びこれらの者に対し、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助に努めます。
- ・道は、回収した海岸漂着物等のリサイクルを推進するため、H26 対策検討業務において構築した「流木のリサイクルモデルフロー」（図4）の普及を図るとともに、乾燥や脱塩の実験結果についても周知を図ります。

（2）その他海洋ごみ^{*8}の円滑な処理に関する考え方

ア 廃棄物処理法その他の関係法令の適用関係

- ・原因者の特定が可能な海岸漂着物等については、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとします。
- ・船舶から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図るものとします。

イ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等

大量の海岸漂着物等が存する地域においては、国の支援のもと実施することを基本として、処理の推進に努めます。

なお、洪水や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際は、海岸管理者及び市町村が、災害関連制度を活用し、速やかな対応に努めます。

また、道は、大量の海岸漂着物等が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、国に対し当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求めます。

ウ 漂流ごみ及び海底ごみの処理に関する考え方

船舶の航行障害の除去や漁場環境の保全の観点から、漂流ごみ及び海底ごみの回収処理を講ずる際には、必要に応じて、道、市町村、民間団体等が連携・協力を図りつつ、必要な措置を講ずるよう努めます。

2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制に関する考え方

（1）3Rの推進による発生抑制

道内に由来して発生する海岸漂着物等の発生抑制を図るため、道及び市町村は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）等の各種リサイクル法の適切な実施をはじめ、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図ることを通じて道内における廃棄物の適正な処分を確保することにより、日常生活に伴って発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努めます。

^{*8} 海岸漂着物等、漂流ごみ及び海底ごみ

(2) 発生の状況及び原因に関する実態把握

道及び市町村は、海岸管理者及び市町村が実施する回収・処理事業、民間団体等が実施する清掃活動、民間団体等や学識経験者が自主的に実施する各種の調査活動等の海洋ごみの実態に関する情報を収集、整理し、施策に活用するよう努めます。

また、整理した情報は、関係者間で共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用して積極的に道民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発を図るよう努めます。

(3) ごみ等の適正な処理等の推進

- ・海岸漂着物等には、陸域で生じた生活系ごみも含まれることから、道民は、再生品の使用や商品の長期間使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、市町村が設定するリサイクルのための分別収集への協力や各種リサイクル法に基づく適正な廃棄物の引渡し等の取組を通じ、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。
- ・海岸漂着物等の中には、事業活動に伴って生じる廃棄物も散見されることから、事業者は、廃棄物の排出抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるとともに、循環的利用^{*9}の推進や適正処分の確保を図ること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。

(4) ごみ等の投棄の防止

ア 不法投棄に関する規制措置の実施

道及び市町村は、不法投棄等の監視を行い、不法投棄等を認知した場合には、廃棄物処理法等に基づき、原因者へ厳正に対処します。

イ 道民の意識の高揚とモラルの向上

海岸漂着物等のうち、プラスチックを始めとする人工物は、日常生活や事業活動に密接に関連し、排出されるものであることから、海岸を有する地域だけではなく全ての地域の道民が海岸漂着物等の問題への認識を深め、一人ひとりが当事者意識を持って、身近なごみ等の散乱を防止することが重要です。

このため、道及び市町村は、環境教育の推進やインターネット、パンフレット等の広報手段を活用し、海岸漂着物等の実態及び地域の団体やNPO等による海岸清掃のイベント等を道民へ周知することにより、発生抑制の呼びかけを効果的に進め、広く道民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図るよう努めます。

ウ 陸域等における投棄の防止

- ・道及び市町村は、ごみ等の投棄の防止を図るため、陸域等においてそれぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を講ずるよう努めます。投棄の防止対策を講ずべき場所としては森林、農地、河川、海岸等様々な場所が挙げられるが、海岸漂着物等のうち人工物は、その多くが日常生活に伴って生じる生活系ごみであることから、市街地を始めとする日常の暮らしに関わる場所でのごみ等の投棄の防止を図ります。

*9 廃棄物の再使用、再生利用及び熱回収の総称

- ・陸域に起因する海岸漂着物等は河川を経由して海域に流入するものが一因となっているため、道及び市町村は、河川を経由して海域に流入するゴミ等の投棄の防止を図るため、空き缶等散乱防止条例や市町村の同様の条例に基づく普及啓発活動のほか、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるゴミ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努めます。

(5) ゴミ等の水域への流出又は飛散の防止

- ・道民や事業者は、その所持する物が水域へ流出又は飛散することのないよう、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理すること（例えば、漁業等の事業活動を行う者が、その所持する物に名前を記載することなど。）によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。
- ・道及び市町村は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めます。
- ・森林や河川の管理者は、森林の管理や、河川における河畔林や河川管理上の支障となる流木を適切に管理し、大雨等の自然災害により発生する流木が、水域に流出又は飛散することのないように努めます。
- ・森林や河川等の管理者により、森林の保全や人命、財産の保全を目的として整備されている施設（治山ダム、治水ダム、砂防えん堤等）は、流木の流出防止にも効果があります。
- ・海岸漂着物等の中にはイベントの開催や露店の営業等、一時的に行われる事業活動によって生じたゴミ等が土地から水域に流出又は飛散し海岸に漂着したものが散見されることから、これらの一時的な事業活動が行われる土地の占有者又は管理者は、当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やゴミ等の適正な処分に関し必要な要請を行うことにより、これらの事業活動に伴うゴミ等の流出又は飛散の防止に努めます。

(6) 海域における漂流ゴミ及び海底ゴミの回収対策の推進

海岸漂着物は、海域を漂流した後に海岸に漂着するものであるため、漂流ゴミ及び海底ゴミの回収対策を講ずることは、海岸漂着物等の発生抑制に資するものです。このため、道、市町村、民間団体等が連携・協力を図りつつ、漂流ゴミ及び海底ゴミの回収対策の推進を図るよう努めます。

3 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

(1) 道民、民間団体等に期待される役割

- ・道民や事業者は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、海岸管理者が行う海岸漂着物等の処理、道及び市町村が行う海岸漂着物等への取組に積極的に参加することが期待されます。
- ・道民や事業者は、その所有等する物や土地を適正に管理するとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図ることによって、海岸漂着物等の発生を抑制することが期待されます。

- ・民間団体等は、自主的かつ積極的な海岸清掃活動等に加え、道民による活動の促進のための環境教育や普及啓発等への参画を通じ、地域の各主体の連携、協働のつなぎ手として重要な役割を担うことが期待されます。

(2) 道民、民間団体等の積極的な参画の促進

道は、地域の関係者の連携・協力が進められるよう、海岸漂着物の問題に関する知識の普及、ボランティアに関する情報の提供、表彰等の施策を講じます。

(3) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

道及び市町村は、道民や民間団体等との連携に際し、その自発性や主体性を尊重するとともに、連携する各主体間における公正性や透明性の確保に配慮しつつ施策を進めます。

(4) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

ア 民間団体等との緊密な連携

道は、地域に貢献している民間団体等による活動の充実に向けて、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援のほか、表彰制度を活用した望ましい活動の推奨等を行うよう努めるとともに、その活動の促進を図るための各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努めます。

イ 民間団体等の知見等の活用

道及び市町村は、北海道海岸漂着物対策推進協議会や地域協議会などの機会を活用する等により、民間団体等との連携を図り、これらが有する知見やネットワークを施策に活用するよう努めます。

ウ 民間団体等の活動における安全性の確保

道及び市町村は、民間団体等への支援に際し、海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及や助言を行うこと等により、その活動における安全性の確保に十分な配慮を行うよう努めます。

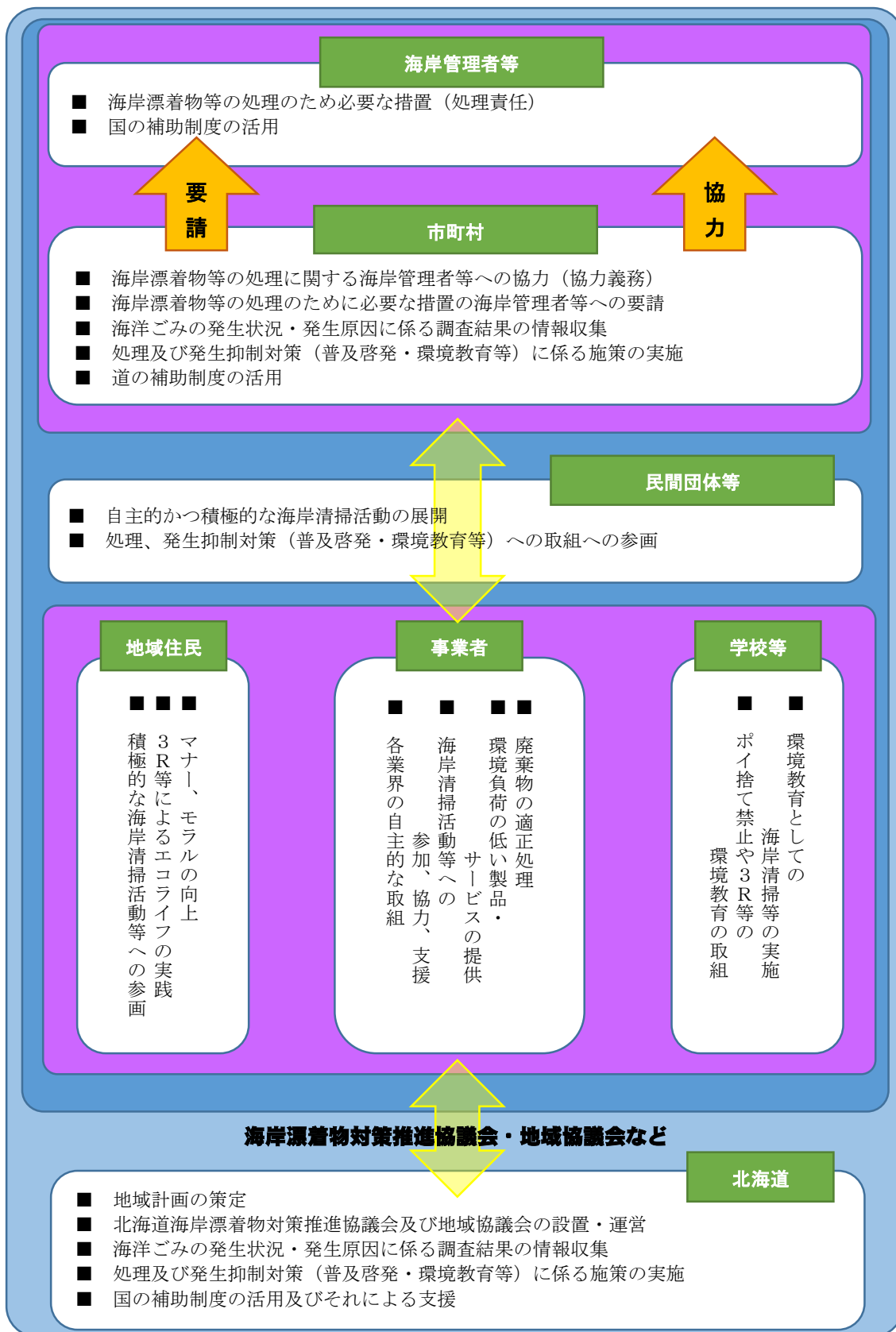


図 6 関係者の役割分担と連携・協働のイメージ

第4 事業実施地域

1 事業実施地域選定の考え方

- ・事業実施地域は、毎年度、海岸管理者及び事業実施を予定する区域を所管する市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が、地域の実情に応じて重点区域から選定します。
- ・事業実施地域は、地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討して選定します。
- ・なお、本事業は国の補助制度を活用して実施することから、海岸漂着物対策を重点的に推進する必要がある区域（重点区域）は全道一円とします。（表8 重点区域一覧）

2 事業実施地域における海岸漂着物対策の考え方

(1) 海岸漂着物等の処理

- ・事業実施地域における海岸漂着物等の回収・処理は、海岸管理者、市町村、民間団体等が連携して実施することとし、実施内容については、毎年度、地域協議会において、連絡調整を行います。
- ・処理の方法、時期や頻度、清潔の保持の程度等については、事業実施主体が、必要に応じ、海岸管理者と協議の上、決定します。
- ・回収した海岸漂着物等の処分に当たっては、流木をチップ化し、燃料や家畜敷料として活用する等により、リサイクルを推進します。
- ・道は、民間団体等による清掃活動について、実施状況の把握に努めるものとし、北海道海岸漂着物対策推進協議会や地域協議会等を活用し、情報を共有します。
- ・市町村は、民間団体等による清掃活動について、回収された海岸漂着物等を市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）の廃棄物処理施設に受け入れて処分する等の協力を努めます。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制

- ・道及び市町村は、第3の2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制に関する考え方に示した各取組が、重点的に実施されるよう、パンフレット・インターネット・広報誌の活用等により、普及啓発や環境教育の推進に努めます。
- ・道は、事業実施地域において行われる海岸漂着物対策について情報の収集に努め、北海道海岸漂着物対策推進協議会及び地域協議会を通じ、情報を共有することにより、地域関係者間の連携を促します。

第5 その他必要な事項

1 海洋ごみの状況把握

- ・海岸管理者等は、関係者の協力により管理海岸における海岸漂着物の状況を把握します。
- ・道は、毎年度、海岸管理者及び市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が事業実施地域において実施した海洋ごみの回収・処理事業の実施結果を把握します。

- ・海岸管理者等、市町村、地域住民、民間団体等は、回収・処理事業の目的に応じて事業の効果を確認するために、経過観察（モニタリング）を実施します。
- ・道は、本計画の実施による効果を確認するため、道内海岸における回収・処理事業及び清掃活動の実施状況の把握に努めます。

2 計画の推進

(1) 推進体制

計画の推進に当たっては、海岸管理者、市町村に加え、地域住民や民間団体等の自発的な参加が重要であり、道は、これを促すため、ボランティアによる海岸清掃実績等の情報を積極的に住民に伝えるとともに、北海道海岸漂着物対策推進協議会や地域協議会を通じるなど、民間団体の参加のもと、計画の推進を図ります。

(2) 財政上の措置

海岸漂着物対策事業の実施に当たっては、国の補助制度の活用を基本とします。

(3) 計画の見直し

計画期間において国の基本方針の変更、その他計画策定の諸事情に変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

表 8 重点区域一覽

振興局名	市町村名	海岸名称	振興局名	市町村名	海岸名称	
石狩	石狩市	石狩市海岸	留萌	留萌市	留萌市海岸	
後志	小樽市	小樽市海岸		遠別町	遠別町海岸	
	余市町	余市町海岸		天塩町	天塩町海岸	
	古平町	古平町海岸		増毛町	増毛町海岸	
	積丹町	積丹町海岸		小平町	小平町海岸	
	神恵内村	神恵内村海岸		苫前町	苫前町海岸	
	泊村	泊村海岸		羽幌町	羽幌町海岸	
	共和町	共和町海岸		初山別村	初山別村海岸	
	岩内町	岩内町海岸		宗谷	稚内市	稚内市海岸
	蘭越町	蘭越町海岸	猿払村		猿払村海岸	
	寿都町	寿都町海岸	浜頓別町		浜頓別町海岸	
	島牧村	島牧村海岸	枝幸町		枝幸町海岸	
胆振	室蘭市	室蘭市海岸	豊富町		豊富町海岸	
	苫小牧市	苫小牧市海岸	礼文町		礼文町海岸	
	登別市	登別市海岸	利尻町		利尻町海岸	
	伊達市	伊達市海岸	利尻富士町		利尻富士町海岸	
	豊浦町	豊浦町海岸	幌延町	幌延町海岸		
	白老町	白老町海岸	オホーツク	北見市	北見市海岸	
	厚真町	厚真町海岸		網走市	網走市海岸	
	洞爺湖町	洞爺湖町海岸		紋別市	紋別市海岸	
むかわ町	むかわ町海岸	雄武町		雄武町海岸		
日高	日高町	日高町海岸		興部町	興部町海岸	
	新冠町	新冠町海岸		湧別町	湧別町海岸	
	浦河町	浦河町海岸		斜里町	斜里町海岸	
	様似町	様似町海岸		小清水町	小清水町海岸	
	えりも町	えりも町海岸	十勝	広尾町	広尾町海岸	
	新ひだか町	新ひだか町海岸		大樹町	大樹町海岸	
渡島	函館市	函館市海岸		豊頃町	豊頃町海岸	
	北斗市	北斗市海岸		浦幌町	浦幌町海岸	
	松前町	松前町海岸	釧路	釧路市	釧路市海岸	
	福島町	福島町海岸		釧路町	釧路町海岸	
	知内町	知内町海岸		厚岸町	厚岸町海岸	
	木古内町	木古内町海岸		浜中町	浜中町海岸	
	鹿部町	鹿部町海岸		白糠町	白糠町海岸	
	森町	森町海岸		根室	根室市	根室市海岸
	八雲町	八雲町海岸			別海町	別海町海岸
	長万部町	長万部町海岸	標津町		標津町海岸	
せたな町	せたな町海岸	羅臼町	羅臼町海岸			
檜山	江差町	江差町海岸	全 80 区域			
	上ノ国町	上ノ国町海岸				
	乙部町	乙部町海岸				
	奥尻町	奥尻町海岸				
	せたな町	せたな町海岸				